

株 主 各 位

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社 **ポプラ**
代表取締役社長 目黒真司

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年5月27日（水曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
当社本社 会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第34期（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第34期連結計算書類監査結果
報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.poplar-cvs.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

〔平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は原油価格や穀物価格の高騰等による個人消費の低迷やサブプライムローン問題による金融不安の影響により低調に推移しました。下半期にかけては、米国大手金融機関の破綻をきっかけとした世界的な金融市場の混乱により株価の下落や企業倒産が相次ぐなど景気の減退感が急速に強まり、厳しい状況で推移しました。

コンビニエンスストア業界におきましては、T a s p o効果や猛暑の影響により前年を上回る売上で推移いたしましたが、個人消費の減退や低価格志向が強まりを見せる中、オーバーストアーによる競合がますます激しくなるなど厳しい状況が継続しております。

このような状況のもと、本年度は6月から新しい体制にて、将来へ向けて安定した経営基盤の構築と再び成長へのスタートを切るため、より厳格な基準での資産の見直しによる約30億円の減損計上、不採算直営店の閉鎖、店舗・工場ならびに商品センターへの設備投資、物流の再編等の効率化の追求やインフラ整備を行うと同時に、高い接客レベルを目標にした従業員教育の実施や、効率的で迅速な接客を達成するための店舗運営関係マニュアルの刷新など、お客様の満足度向上のための取組みを行ってまいりました。

また、チェーンイメージの刷新と接客向上の象徴としてユニフォームの全面リニューアル実施や、人材育成と社員の向上心を伸ばすことを目的とした新人事制度の導入、商品・システム部門の集約による効率化の追求、次期会計年度より開始となる内部統制制度への対応等を実施してまいりました。

このような施策を行い、当連結会計年度の新規出店数は19店舗（閉店73店舗、純減54店舗）、当連結会計年度末の店舗数は、701店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社のチェーン全店売上高は104,768百万円（前連結会計年度比0.6%増）、当社グループの連結業績は、営業総収入62,020百万円（同0.5%減）、営業利益754百万円（同2.7%増）、経常利益824百万円（同1.7%増）、また、当期純損失は、2,869百万円となりました。

なお、当連結会計年度の営業総収入の内訳は、次のとおりであります。

区 分	金 額	構 成 比	前連結会計年度比
	千円	%	%
売 上 高	56,509,393	91.1	99.9
加 盟 店 か ら の 収 入	3,271,724	5.3	96.8
そ の 他 の 営 業 収 入	2,239,016	3.6	93.3
営 業 総 収 入	62,020,134	100	99.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額で893百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

店舗用設備（新設直営店舗12店、新規貸与店舗7店等） 838百万円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分 \ 期	第31期 (平成18年2月期)	第32期 (平成19年2月期)	第33期 (平成20年2月期)	第34期 (当連結会計年度) (平成21年2月期)
営 業 総 収 入(千円)	64,377,334	62,179,606	62,333,264	62,020,134
経 常 利 益(千円)	1,976,673	1,428,190	810,728	824,439
当期純利益(△損失)(千円)	925,699	569,406	75,364	△ 2,869,853
1株当たり当期 純利益(△損失)(円)	102.40	58.08	7.53	△ 288.78
総 資 産(千円)	25,384,597	24,890,754	23,931,332	24,016,318
純 資 産(千円)	10,436,551	11,982,396	11,705,884	8,708,217
1株当たり純資産額(円)	1,155.48	1,193.48	1,176.22	878.97

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第32期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(5) 対処すべき課題

わが国経済は、世界的な経済危機の中、円高や米国の個人消費の低迷などの影響や賃金・雇用問題等から先行き不透明感を払拭できない状況が続いております。また、株価の下落や賃金抑制などの影響により、個人消費の低迷はまだまだ続くと思われます。コンビニエンスストア業界におきましても、昨年導入されたT a s p oの効果も今年で一巡し、コンビニエンスストア業界を取り巻く経営環境は依然厳しい状態が続くと予測されます。

このような状況のもと、当社グループは、これまでに進めてきた改善や改革をより現実的なものにするために、お客様の立場に立った商品開発やサービスの追求を進めてまいります。

なお、当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけており、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績、経済情勢に裏づけられた成果の配分を行うことを基本方針としておりますが、当事業年度の配当につきましては、当社の業績及び当社を取り巻く厳しい経営環境等を勘案し、誠に遺憾ながら、無配とさせていただきます。

今後は、業績の回復・収益の向上を図り、早期の復配を目指しますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大黒屋食品株式会社	千円 10,000	% 100	珍味卸売業
株式会社キリン堂薬局	12,000	100	ドラッグストアの経営
ポプラ保険サービス有限会社	3,000	(注)100 (73.3)	損害保険代理業
株式会社ポプラ企画	10,000	100	不動産管理事業

(注) 出資比率には、間接所有分()を含めて記載しております。

なお、その内訳は、当社26.6%、大黒屋食品株式会社36.7%、株式会社キリン堂薬局36.7%となっております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営を主要業務として営んでおります。

(8) 主要な事業所及び店舗

当 社

① 事業所

本 社	広島市安佐北区
関東地区本部	川崎市川崎区
北陸地区本部	富山県高岡市
関西地区本部	大阪府中央区
西日本統括本部	広島市安佐北区
岡山・四国ブロック	岡山市北区
山陰ブロック	島根県安来市
広島ブロック	広島市南区
山口ブロック	山口県山口市
島根西ブロック	島根県浜田市
九州ブロック	福岡市博多区
広島商品センター	広島市安佐北区
福岡商品センター	福岡県糟屋郡粕屋町
山陰商品センター	島根県安来市
岡山商品センター	岡山県総社市
神奈川商品センター	川崎市川崎区
広島工場	広島市安佐北区
岡山工場	岡山県総社市
福岡工場	福岡市博多区
神奈川工場	川崎市川崎区

② 店 舗				◎左記のうち直営店舗				
広	島	県	115店舗	広	島	県	54店舗	
福	岡	県	97店舗	福	岡	県	43店舗	
佐	賀	県	4店舗	佐	賀	県	1店舗	
大	分	県	21店舗	大	分	県	9店舗	
熊	本	県	16店舗	熊	本	県	8店舗	
山	口	県	32店舗	山	口	県	11店舗	
岡	山	県	23店舗	岡	山	県	11店舗	
鳥	取	県	49店舗	鳥	取	県	17店舗	
島	根	県	66店舗	島	根	県	10店舗	
兵	庫	県	22店舗	兵	庫	県	10店舗	
大	阪	府	17店舗	大	阪	府	10店舗	
京	都	府	8店舗	京	都	府	1店舗	
滋	賀	県	2店舗	愛	媛	県	5店舗	
愛	媛	県	7店舗	香	川	県	8店舗	
香	川	県	12店舗	東	京	都	24店舗	
東	京	都	112店舗	神	奈	川	県	6店舗
神	奈	川	県	千	葉	県	3店舗	
千	葉	県	10店舗	富	山	県	2店舗	
埼	玉	県	7店舗	石	川	県	4店舗	
富	山	県	27店舗	福	井	県	1店舗	
石	川	県	6店舗			計	238店舗	
福	井	県	1店舗					
		計	701店舗					

子会社の事業所

大黒屋食品株式会社	広 島 市 西 区
株式会社キリン堂薬局	広 島 県 安 芸 郡
ポプラ保険サービス有限公司	広 島 市 安 佐 北 区
株式会社ポプラ企画	広 島 市 安 佐 北 区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
638名	23名減

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,732名（1人1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
587名	21名減	37.7歳	6.6年

(注) 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,702名（1人1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
農林漁業金融公庫	244,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 36,160,072株
- (2) 発行済株式の総数 10,040,018株（うち自己株式132,713株）
- (3) 株 主 数 6,307名
- (4) 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
目 黒 俊 治	2,874,944株	29.01%
ポ プ ラ 協 栄 会	1,110,809	11.21
ポ プ ラ 社 員 持 株 会	282,931	2.85
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4G）	234,500	2.36
株 式 会 社 広 島 銀 行	212,960	2.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	207,460	2.09
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505019	184,700	1.86
株 式 会 社 も み じ 銀 行	172,934	1.74
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.61
林 武 成	156,237	1.57

(注) 出資比率は、自己株式（132,713株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成21年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当または他の法人等の代表状況等
取締役会長 (代表取締役)	目黒俊治	大黒屋食品株式会社代表取締役会長
取締役社長 (代表取締役)	目黒真司	
常務取締役	宮崎進	西日本統括本部長
取締役	野村一雄	商品開発本部長
取締役	市村英世	関東地区本部長
常勤監査役	相良勝彦	
監査役	臼田耕造	臼田法律事務所代表
監査役	大野勝美	大野勝美税理士事務所代表

(注) 1. 監査役臼田 耕造氏及び大野 勝美氏は社外監査役であります。

2. 監査役大野 勝美氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

平成20年5月29日開催の第33期定時株主総会において、目黒 俊治氏、目黒 真司氏、宮崎 進氏、野村 一雄氏、市村 英世氏の各氏が取締役になり、大野 勝美氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

② 退任

平成20年5月29日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって、取締役副社長林 武成氏、取締役水口 厚氏の両氏は退任し、監査役高橋 仁氏は辞任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
野村一雄	商品開発本部長	製造・御本部長	平成20年10月21日

(3) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 払 人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7名	78,515千円
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	10,583千円 (2,732千円)
合 計	11名	89,099千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、平成20年5月29日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成10年5月28日開催の第23期定時株主総会決議において年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成10年5月28日開催の第23期定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

(i) 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況
該当事項はありません。

(ii) 他の会社の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。

(iii) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

(iv) 当事業年度における主な活動状況

社外監査役の白田 耕造氏は当事業年度開催の取締役会のうち、3割に、また、当事業年度開催の監査役会の9割に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

社外監査役の大野 勝美氏は当事業年度開催の取締役会のうち、5割に、また、当事業年度開催の監査役会のうち、すべてに出席し、適宜質問し、意見を述べております。

(v) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	23,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,185千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会で「株式会社の業務の適正を確保する体制」に関する基本方針として次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本規程を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ② 業務執行部門から独立した内部監査室により、コンプライアンス体制の整備及び向上を図ることとする。

- ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告する。
- ④ 監査役は当社の法令遵守の体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子的媒体（以下、文書等という）に記録し、検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、商品、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。
- ② 新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに担当責任者を定める。
- ③ 内部監査室は各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営上の最高意思決定機関である取締役会を基本的に月1回開催するほか、取締役ならびに本部長、室長により構成される本部長連絡会を毎月1回開催し、経営上の課題の迅速な解決を図るとともに、重要な事項についての報告、審議を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において詳細を定める。

(5) 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社全体における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社の内部統制に関する担当部署を設け、グループ各社への指導・支援を実施する。
- ② 当社の内部監査室は、関係会社管理規程に従い、グループ各社の内部監査を実施し、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反、その他コンプライアンス上重要な事項をすみやかに報告する。
- ② 前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,459,957	流 動 負 債	12,109,091
現金及び預金	6,370,146	支払手形及び買掛金	4,247,519
受取手形及び売掛金	200,710	加盟店買掛金	3,926,446
加盟店貸勘定	606,816	短期借入金	112,000
たな卸資産	1,674,206	未払金	1,263,831
繰延税金資産	424,156	未払法人税等	125,560
その他	1,190,023	賞与引当金	121,223
貸倒引当金	△ 6,102	預り金	1,766,440
		その他	546,069
固 定 資 産	13,556,360	固 定 負 債	3,199,009
有形固定資産	8,223,083	長期借入金	132,000
建物及び構築物	3,941,771	退職給付引当金	408,804
機械装置及び運搬具	32,814	長期預り金	2,518,773
器具備品	539,930	繰延税金負債	13,185
土地	3,692,706	その他	126,245
建設仮勘定	15,860		
無形固定資産	127,250	負 債 合 計	15,308,101
投資その他の資産	5,206,027	純 資 産 の 部	
投資有価証券	372,859	株 主 資 本	8,662,530
長期貸付金	633,631	資 本 金	2,410,137
敷金・保証金	3,963,954	資 本 剰 余 金	2,650,468
繰延税金資産	545,797	利 益 剰 余 金	3,693,476
その他	480,619	自 己 株 式	△ 91,552
貸倒引当金	△ 790,835	評価・換算差額等	45,687
		その他有価証券評価差額金	45,687
資 産 合 計	24,016,318	純 資 産 合 計	8,708,217
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,016,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成20年3月1日から
平成21年2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
営業総収入	62,020,134
売上高	56,509,393
加盟店のからの収入	3,271,724
その他の営業収入	2,239,016
売上原価	44,695,748
営業総利益	17,324,386
販売費及び一般管理費	16,570,152
営業外利益	754,233
受取利息及び配当金	55,378
受取手数料	11,366
受取保険金	14,114
その他の	30,297
営業外費用	40,952
支払利息	25,261
その他	15,690
経常利益	824,439
特別利益	122,877
固定資産売却益	12,972
貸倒引当金戻入益	2,228
補償金・違約金	101,352
退店損失補填金受入	3,822
その他	2,500
特別損失	3,816,177
固定資産売却損	35,169
固定資産除却損	128,429
減損損失	3,156,911
店舗閉店損失	344,556
投資有価証券評価損	68,957
その他	82,152
税金等調整前当期純損失	2,868,861
法人税、住民税及び事業税	107,244
還付法人税等	△ 39,852
法人税等調整額	△ 66,399
当期純損失	2,869,853

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成20年3月1日から〕
〔平成21年2月28日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式		
平成20年2月29日残高	2,410,137	2,650,468	6,682,755	△ 71,853		11,671,508
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 119,425			△ 119,425
当期純損失			△ 2,869,853			△ 2,869,853
自己株式の取得				△ 19,699		△ 19,699
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 2,989,278	△ 19,699		△ 3,008,978
平成21年2月28日残高	2,410,137	2,650,468	3,693,476	△ 91,552		8,662,530

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年2月29日残高	34,376	11,705,884
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当		△ 119,425
当期純損失		△ 2,869,853
自己株式の取得		△ 19,699
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	11,311	11,311
連結会計年度中の変動額合計	11,311	△ 2,997,667
平成21年2月28日残高	45,687	8,708,217

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 8社
- ・主要な連結子会社の名称 大黒屋食品株式会社
株式会社キリン堂薬局
ポプラ保険サービス有限会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はないため、持分法は適用しておりません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

有限会社ベスト加古川他1社は清算により消滅したため、損益計算書のみ連結しております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

各連結子会社の事業年度の末日（1月31日及び12月31日）は事業年度の末日の差異が3か月を超えていないため各社の事業年度の計算書類に基づき連結しております。但し、連結会計年度の末日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品 (店 舗) 売価還元法による原価法
- ・商 品 (商品センター他) 月次総平均法による原価法
- ・製品・原材料 月次総平均法による原価法
- ・貯 蔵 品 最終仕入原価法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

主として定率法を採用しておりますが、一部連結子会社では定額法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	27年～38年
器具備品	3年～8年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、営業利益、経常利益はそれぞれ20,988千円減少し、税金等調整前当期純損失は20,988千円増加しております。

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

- ④ 重要なリース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- (6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。
- (7) のれんの償却に関する事項
のれんの償却については5年間の均等償却を行っております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	525,087千円
土地	672,860
投資有価証券	3,868
計	1,201,816

上記の資産は、短期借入金112,000千円、長期借入金132,000千円及び買掛金14,436千円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,691,805千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	10,040千株	一株	一株	10,040千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	87千株	44千株	一株	132千株

(注) 自己株式の数の増加44千株の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加44千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年5月29日開催の第33期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 119,425千円
- ・ 1株当たり配当額 12円
- ・ 基準日 平成20年2月29日
- ・ 効力発生日 平成20年5月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの該当事項はありません。

4. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 878円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 288円78銭 |

貸借対照表

(平成21年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,831,051	流 動 負 債	11,681,749
現金及び預金	6,193,877	支払手形	85,088
売掛金	56,046	買掛金	3,787,912
加盟店貸勘	606,816	加盟店買掛金	3,926,446
製品	1,242,675	加盟店借勘	27,172
材料	11,275	短期借入金	112,000
貯蔵品	34,268	未払入金	1,241,428
前渡金	1,249	未払法人税等	122,177
前払費用	1,587	未払消費税等	82,299
短期貸付	330,171	未払費用	185,857
立替金	159,711	預り金	1,756,794
未収入金	145,772	前受収益	220,901
繰延税金資産	622,612	賞与引当金	117,156
その他金	422,938	設備支払手形	13,084
貸倒引当金	5,147	その他	3,429
固 定 資 産	13,624,483	固 定 負 債	3,145,319
有 形 固 定 資 産	7,952,858	長期借入金	132,000
建物	3,310,709	退職給付引当金	375,460
構築物	547,890	長期預り金	64,414
機械及び装置	31,281	預り保証金	1,967,465
車両運搬具	701	預り敷金	479,733
器具備品	539,866	その他	126,245
土地	3,506,548	負 債 合 計	14,827,068
建設仮勘定	15,860	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	120,136	株 主 本 本	8,630,490
借地権	32,433	資本金	2,410,137
ソフトウェア	75,851	資本剰余金	2,649,164
電話加入権	5,339	資本準備金	2,649,164
水道施設利用権	6,512	利益剰余金	3,662,755
投資その他の資産	5,551,488	利益準備金	77,800
投資有価証券	260,676	その他利益剰余金	3,584,954
関係会社株	192,366	別途積立金	3,941,300
長期前払費用	1,144,160	繰越利益剰余金	△ 356,345
繰延税金資産	30,712	自 己 株 式	△ 91,566
敷金・保証金	545,797	評価・換算差額等	△ 2,024
その他金	3,922,393	その他有価証券評価差額金	△ 2,024
貸倒引当金	199,452	純 資 産 合 計	8,628,466
	△ 744,069	負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,455,535
資 産 合 計	23,455,535		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成20年 3月 1日から
平成21年 2月28日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 総 収 入	60,109,605
売 上 高	54,596,467
加 盟 店 か ら の 収 入	3,271,724
そ の 他 の 営 業 収 入	2,241,413
売 上 原 価	43,416,229
営 業 総 利 益	16,693,376
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,937,891
営 業 利 益	755,485
営 業 外 収 益	105,270
営 業 外 費 用	77,453
経 常 利 益	783,302
特 別 利 益	119,202
固 定 資 産 売 却 益	11,526
補 償 金 ・ 違 約 金	101,352
そ の 他	6,322
特 別 損 失	3,794,394
固 定 資 産 売 却 損	31,935
固 定 資 産 除 却 損	128,320
減 損 損 失	2,967,731
店 舗 閉 店 損 失	342,788
投 資 有 価 証 券 評 価 損	68,957
そ の 他	254,660
税 引 前 当 期 純 損 失	2,891,890
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	102,593
還 付 法 人 税 等	△ 39,852
法 人 税 等 調 整 額	△ 21,076
当 期 純 損 失	2,933,554

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成20年3月1日から〕
〔平成21年2月28日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成20年2月29日残高	2,410,137	2,649,164	77,800	3,941,300	2,696,634
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 119,425
当期純損失					△ 2,933,554
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△ 3,052,980
平成21年2月28日残高	2,410,137	2,649,164	77,800	3,941,300	△ 356,345

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
平成20年2月29日残高	6,715,735	△ 71,867	11,703,169	△ 27,006	11,676,163
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△ 119,425		△ 119,425		△ 119,425
当期純損失	△ 2,933,554		△ 2,933,554		△ 2,933,554
自己株式の取得		△ 19,699	△ 19,699		△ 19,699
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				24,982	24,982
事業年度中の変動額合計	△ 3,052,980	△ 19,699	△ 3,072,679	24,982	△ 3,047,697
平成21年2月28日残高	3,662,755	△ 91,566	8,630,490	△ 2,024	8,628,466

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品（店 舗）
- ・商 品（商品センター）
- ・製品・原材料
- ・貯 蔵 品

売価還元法による原価法

月次総平均法による原価法

月次総平均法による原価法

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 27年～38年

器具备品 3年～8年

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

この結果、営業利益、経常利益はそれぞれ20,388千円減少し、税引前当期純損失は20,388千円増加しております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建	物	465,934千円	
構	築	物	59,153
土	地	672,860	
計		1,197,948	

上記の資産は短期借入金112,000千円、長期借入金132,000千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,325,690千円

(3) 保証債務

関連会社に対し、次のとおり3件の債務保証（連帯保証）を行っております。

株式会社キリン堂薬局	仕入債務等	56,452千円
	リース契約債務	8,716千円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	93,323千円
② 短期金銭債務	231,337千円
③ 長期金銭債権	1,093,837千円
④ 長期金銭債務	1,500千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高・営業収入	48,642千円
② 仕入高	716,769千円
③ その他の営業取引	8,436千円
④ 営業取引以外の取引高	10,675千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	87千株	44千株	－株	132千株

(注) 自己株式の数の増加44千株の内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加44千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失否認	1,163,695千円
税務上の繰越欠損金	303,713千円
退職給付引当金	151,686千円
賞与引当金	47,331千円
店舗閉店損失否認	37,994千円
未払事業所税	10,526千円
未払事業税	9,032千円
一括償却資産	7,085千円
固定資産除去損否認	6,944千円
その他	505,679千円
小計	2,243,688千円
評価性引当額	△1,274,952千円
合計	968,736千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	564,671千円	409,174千円	32,960千円	122,536千円
器具備品	282,856	157,278	35,141	90,436
その他	404,412	274,759	2,120	127,532
合計	1,251,941	841,212	70,221	340,506

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	148,194千円
1年超	265,035
合計	413,230
リース資産減損勘定の残高	71,069

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	246,759千円
リース資産減損勘定の取崩額	7,935
減価償却費相当額	225,689
支払利息相当額	11,061
減損損失	79,004

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金 (千円)	事業の内容 内 容 または職業	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社キリン堂薬局	12,000	ドラッグ ストア事業	(所有) 直接100.0%	資金の援助	資金の貸付 利息の受取	188,000 4,781	短期貸付金 長期貸付金 未収利息	75,040 259,280 39
子会社	株式会社ポプラ 企 画 (注 2)	10,000	コンビニエ ンスストア事業	(所有) 直接100.0%	資金の援助	利息の受取	5,300	短期貸付金 長期貸付金 未収利息	16,000 267,000 34

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 株式会社ポプラ企画は子会社であるエフジーマイチャミー株式会社が平成20年8月29日付で商号変更したものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 870円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 295円19銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

株式会社ポプラ
取締役会 御中

監査法人	トーマツ
指定社員 業務執行社員	公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高 木 政 秋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ポプラの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 4月21日

株式会社ポプラ
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 高 木 政 秋 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ポプラの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年4月24日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤監査役 相 良 勝 彦 ㊟

社外監査役 臼 田 耕 造 ㊟

社外監査役 大 野 勝 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株券の発行）</u> 第7条 当社は、株券を発行する。 第8条～第9条（条文省略） <u>（単元未満株券の不発行）</u> 第10条 当社は第7条の規定にかかわらず、 <u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	（削除） 第7条～第8条（現行どおり） （削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 株主名簿管理人については次の通りとする。</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>3. 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 株主名簿管理人については次の通りとする。</p> <p>1. 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第40条（条文省略） （新設）</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第38条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役臼田 耕造氏及び大野 勝美氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
1	臼田 耕造 (昭和21年11月25日)	昭和49年4月 司法研修所入所 昭和51年4月 広島弁護士会登録 臼田法律事務所 開業 代表 就任(現在に至る) 平成12年5月 株式会社アスティ社外監査役 就任 平成13年4月 広島県包括外部監査人就任 平成15年4月 広島弁護士会会長就任 平成19年5月 当社監査役就任(現在に至 る)	0株
2	大野 勝美 (昭和19年8月14日)	平成10年7月 広島国税局総務部税務相談室 副室長 平成11年7月 広島西税務署副署長 平成12年7月 税務大学校広島研修所幹事 平成12年11月 新見税務署長 平成14年7月 西条税務署長 平成15年9月 大野勝美税理士事務所 開業 代表就任(現在に至る) 平成20年5月 当社監査役就任(現在に至 る)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 臼田 耕造氏及び大野 勝美氏は社外監査役候補者であります。
3. 臼田 耕造氏を社外監査役候補者として選任をお願いする理由は、弁護士として企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと期待するためであります。
- なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. 大野 勝美氏を社外監査役候補者として選任をお願いする理由は、税理士として会社財務に精通しており、当社及び当社子会社への有効な助言が期待できると判断したからです。
- なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって1年であります。

5. 当社は白田 耕造氏及び大野 勝美氏との間において、当該社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しておりますが、両氏が選任されました場合は、同契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社株式の数
澤 淳 夫 (昭和16年12月14日)	昭和45年10月 等松・青木監査法人 (現 監査法人トーマツ) 入社 昭和50年3月 公認会計士 登録 昭和57年6月 監査法人トーマツ社員就任 平成元年6月 監査法人トーマツ代表社員就任 平成16年7月 亜細亜証券印刷株式会社(現:株式会社プロネクサス) 監査役就任 (現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者は公認会計士の資格を有しており、当社との間に税務に関する顧問契約を締結しております。
2. 澤 淳夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 澤 淳夫氏を補欠の社外監査役候補者として選任をお願いする理由は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、監査役に就任された場合は、当社及び当社子会社への有効な助言が期待できると判断したからです。
4. 澤 淳夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年監査法人の代表社員として勤務された実務経験を活かし、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。
5. 補欠の社外監査役候補者である澤 淳夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間において、当該社外監査役が職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定であります。

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

メ モ

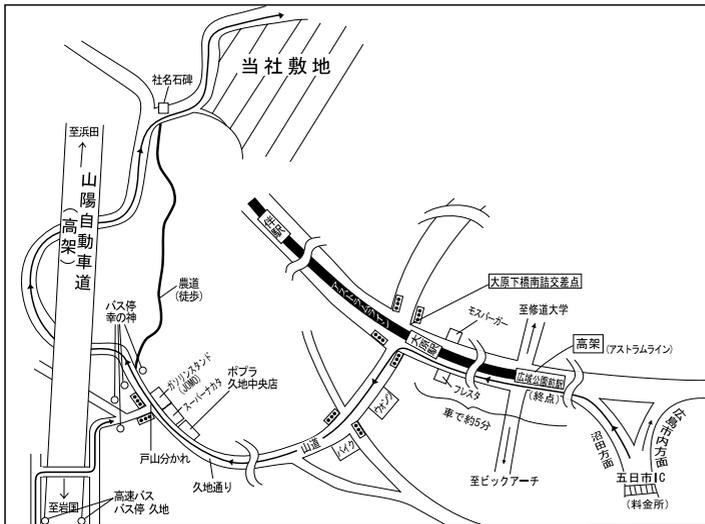
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 15 rows.

株主総会会場ご案内図

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

当社本社 会議室

電話 082-837-3500



※高速バス時刻

(浜田駅行き) ※平成16年6月1日改正

広島駅新幹線口発—久地着(広島電鉄)

8:00 8:41

(かんぼの郷庄原行き) ※平成21年4月1日改正

広島駅南口発—広島バスセンター経由—

8:45 9:00

久地着(備北交通)

9:28

※郊外バス時刻

(くすの木台行き) ※平成19年4月1日改正

広島バスセンター発—幸の神着(広島電鉄)

8:53 9:27

《交通》

1. 高速バスを利用される方(本数が少ないのでお気を付け下さい。)

イ. 広島駅新幹線口から乗車の場合

広島駅 新幹線改札口→高速バスのりば(浜田行き)

所要時間約15分 下車:久地 徒歩約15分 当社

ロ. 広島バスセンターから乗車の場合

広島駅 在来線改札口→路面電車(比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車:紙屋町→広島バスセンター 高速バスのりば

所要時間約30分 下車:久地 徒歩約15分 当社

2. 郊外バスを利用される方

広島駅 在来線改札口→路面電車(比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車:紙屋町→広島バスセンター 2番のりば(くすの木台行き)

所要時間約35分 下車:幸の神 徒歩約10分 当社

3. アストラムラインを利用される方

広島駅 在来線改札口→路面電車(比治山下経由は不可)

所要時間約20分 下車:紙屋町→アストラムライン県庁前駅

所要時間約10分 下車:幸の神 徒歩約10分 当社

4. 車を利用される方

山陽自動車道を利用する場合

五日市インターを下りる→沼田方面に出る→約4km→

アストラムライン大原駅の交差点(大原下橋南詰交差点)を左折する→約4km→

戸山分かれの信号を直進→約200m→当社入口

(右にガソリンスタンドあり)

※ お帰りは別途御案内いたします。

